

<第5条関係>

審査基準表

(収納窓口におけるキャッシュレス決済導入業務委託等)

審査項目	審査内容	配点	総合
①モバイル型キャッシュレス決済端末機及び付属品、決済方法	端末機	決済端末機は、安定した稼働が可能な電源及び決済に必要な無線通信機能を内蔵しているか。	20
	付属品	決済端末機には、スキャナーを付属し、動作及びデータが連携するか。	
		決済端末機には、レシートプリンター（印刷速度最大 300mm/秒以上）（サーマルロール紙の長さ 75m以上）を付属し、動作及びデータが連携するか。	
	レシート等（管理システム等の機能を含む）	申請手続名称、インボイス制度に対応及びレシート・利用明細の標題は任意に設定できるか。	
決済方法	クレジットカード、電子マネー、コード決済の全種類に対応可能であるか。また、運用開始後に新たな決済ブランドの追加が可能か。		
②POSシステム及び決済・収納情報の管理、集計等を利用できる管理システムの提供	情報登録	県会計課において、当該情報を更新できるか。	35
		登録する情報について、決済端末、管理システム等と連携するか。	
		申請名称や料金情報をスキャナーで読み込むための二次元コードを生成できるか。	
	管理データ (係数×2)	決済日の翌年度4月1日から起算して5年間保管できるか。	
		所属名、端末機識別、決済日時、申請内容の名称、単価、数量、金額、決済方法別、決済ブランドに区分した一覧表の作成ができ、当該収録情報をCSV形式等のデータで随時ダウンロードできるか。	
		閲覧・集計の権限を付与された者ごとに権限範囲を指定することができるか。	
増設	端末機器等を増設した際、増設分についても、当該委託業務で導入する管理システム等で一元的に各種データの閲覧・管理・集計を行うことができるか。		
運用保守	管理システム等のバージョンアップとそれに係る保守を無償で対応することができるか。		
操作性 (係数×2)	決済、取り消し及び返金処理の操作が容易であるか。		
③保守、障害発生時の対応等のサ	ヘルプサポート (係数×2)	コールセンター等によるヘルプサポートなどの運用支援体制・役割が確立されているか。	30

ポートの提供	週休日等対応 (係数×2)	コールセンターは設置所属における開庁時間中の対応が可能か。	
	交換・修理等 (係数×2)	通常の使用で故障した場合は、無償で交換・修理に対応できるか。また、その対処方法は適当か。	
④指定納付 受託業務	収納金の払込	月の初日から末日までの1か月分を集計し、県会計課指定口座に振り込むことができるか。	40
	決済手数料の支払	キャッシュレス決済収納金は、県に全額振込むこととし、決済手数料は別途請求書により支払手続きが可能か。	
	収納金の保全・ 管理方法 (係数 ×2)	収納金(収納データを含む。)の管理方法・責任の所在が明確であり、保全に懸念がないか。	
	業務運営体制・ 業務上知り得た 情報管理の方法 ・体制	本受託業務の実施に当たり、実施体制情報管理責任者を明確化し、迅速な連絡体制を確立するなど、業務運営及び情報管理の方法・体制が十分であるか。	
	システムセキュ リティ対策、紛 失、盗難カード の不正使用及び 補償、トラブル、 災害時等の危機 管理体制 (係数 ×2)	セキュリティ対策、危機管理体制が十分か。	
	実地調査等	指定納付受託者制度の適正な運用のため、県が必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要事項について報告を求め、又は実地の調査を受ける体制が十分であるか。	
⑤導入計画	業務スケジュール案 (係数×2)	運用開始に向けた機器の設置計画や研修の実施が現実的で無理がない計画となっているか。	20
	操作研修 (係数 ×2)	職員に向けた研修は分かりやすく丁寧かつ、研修終了後、再度、復習できる体制が十分であるか。	
⑥経費	導入経費及び内 訳 (係数×2)	導入経費(決済端末機、POSシステム、その他周辺機器、初期設定費用、研修費等)の積算は、予算の範囲内であるか。	30
	運用経費及び内 訳 (係数×2)	運用経費(決済手数料を除くPOSシステム等の利用料、決済サービス費用、機器保守費用等に係る月額費用等)は、明確で安価であるか。	
	決済手数料率 (係数×2)	収納額にかかる決済手数料率が3.5%以下(税別)であるか。	

⑦その他	決済ブランド	仕様書に指定する決済ブランド以外で利用可能なブランドが（1件以上）あるか。	45
	履行実績	他の都道府県又は政令指定において実績（1件以上）を有しているか。	
	システムセキュリティに係る資格、認証	関連する資格、認証等を取得しているか。	
	操作手順・マニュアル（ <u>係数×2</u> ）	操作手順・マニュアルは、職員の対応が容易にできるよう、理解しやすい内容であるか。	
	その他独自追加提案（注）	提案内容が有効なものであるか。（1件につき最大5、最大20まで）	
合 計			220

（注）「その他独自追加提案」については、追加提案がなかった場合は「0」とする。

【審査方法】

- （1）委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- （2）全ての委員の点数を集計する。
- （3）集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- （4）委員の合計点数が最低基準点である550点（満点1, 100点×5割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- （5）参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である550点（満点1, 100点×5割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5段階）】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案